

漁業経営の 状況 (漁業従事の状況)	漁業従事年数	年	主な使用漁船	YG -
	主な漁業種類		漁業者又は漁 業従事者 注1	該当 ・ 非該当
山口県知事 様				
<p>私は、下記の事項について同意します。</p> <p>1 (日本海・瀬戸内海) 海区漁業調整委員会の漁業者・漁業従事者委員候補者として推薦を受けること。</p> <p>2 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会し、調査すること。</p> <p>3 記載事項のうち項目が網掛けとなっている事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により公表されること。</p> <p>4 提出した書類は返却されないこと。</p>				
(被推薦者／推薦を受ける者) 氏名				印

2 推薦者 (推薦をする者)

ふりがな	
団体等名称	
ふりがな	
代表者職・氏名	
所在地	〒 (—)
電話番号	
設立目的	
業務内容	

構 成 員 数	
構 成 員 資 格	
推 薦 理 由 (400 字以内)	
<p>山口県知事 様</p> <p>私は、前記1の者を（日本海・瀬戸内海）海区漁業調整委員会の漁業者・漁業従事者委員候補者として推薦します。</p> <p>また、下記のことについて同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会し、調査すること。 2 記載事項のうち項目が網掛けとなっている事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により公表されること。 3 提出した書類は返却されないこと。 <p style="text-align: center;">（推薦者／推薦をする者）団体等名称</p> <p style="text-align: right;">代表者職・氏名 ㊟</p>	

注意事項

- 1 「漁業者」とは漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事する者をいいます。

なお、海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員等であって、その委員又は役員等に就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合も、「漁業者」又は「漁業従事者」に該当します。

添付書類

- 1 被推薦者（推薦を受ける者）の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し（運転免許証、保険証など）
- 2 法人その他の団体の定款、規約等